

埼玉県が管理する県道独自の基準

(1) 道路の構造の技術的基準

- 1.5車線の道路整備に係る規定
山地部で交通量が少ない道路において、整備のスピードアップを図るため、車線及び待避所について、独自の基準を定める。

項目	国道の基準	県道の基準
車線	県道の車線数：2車線以上	2車線と1車線の組み合わせ可能
待避所	間隔：300m以下 長さ：20m以上	間隔：200mを標準 長さ：30mを標準

- 車道における自転車レーン、植樹帯に代わる植樹ますに係る規定
歩行者や自転車の通行環境の改善を図るため、車線及び植樹帯について、独自の基準を定める。

項目	国道の基準	県道の基準
車線	車道における自転車レーン（車線）の基準：なし	自転車レーン（車線）を設置可能 幅員1.5m以上（1mまで縮小可）
植樹帯	都市部で交通量が多い道路：植樹帯を設置	植樹帯に代えて植樹ますを設置可能 間隔：20mを標準 一辺長さ：1.2mを標準

(2) 道路標識の寸法の基準

- 交差点案内標識の文字の拡大
標識の視認性の向上を図るため、交差点案内標識について、独自の基準を定める。

種類	国道の基準	県道の基準
交差点案内標識※	文字の大きさ：20cm	2車線の道路：30cmを標準 4車線の道路：40cmを標準
	ローマ字の大きさ： 文字の大きさの2分の1	文字の大きさの2分の1を標準

※「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」の6種類

(3) 道路移動等円滑化基準

- 埼玉県福祉のまちづくり条例との適合
埼玉県福祉のまちづくり条例に規定する道路の整備基準と適合させるため、独自の基準を定める。

項目	国道の基準	県道の基準
歩道等	排水溝の溝蓋の構造基準：なし	つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造 など